

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和4年度業務実績評価及び
第1期中長期目標期間の業務実績評価の実施方針

令和4~~5~~年6月20日
文部科学省
量子研究推進室
原子力規制庁
放射線防護企画課

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）の令和4年度における業務の実績に関する評価（以下「令和4年度評価」という。）、及び第1期中長期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「実績評価」という。）は、以下の方針に基づき実施する。

1. 根拠法令等

令和4年度評価と実績評価は、以下の関連法令及び指針等の規定に基づき行う。

- ・独立行政法人通則法（平成31年4月1日改正）
- ・独立行政法人の評価に関する指針（令和4年3月2日改定。以下「評価指針」という。）

なお、文部科学大臣が行う評価については、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（令和4年3月25日改定）にも基づき行う。

2. 評価の目的等

評価指針を踏まえ、評価の目的及び評価における国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会（以下「QST部会」という。）の役割については以下のように整理する。

評価の目的：

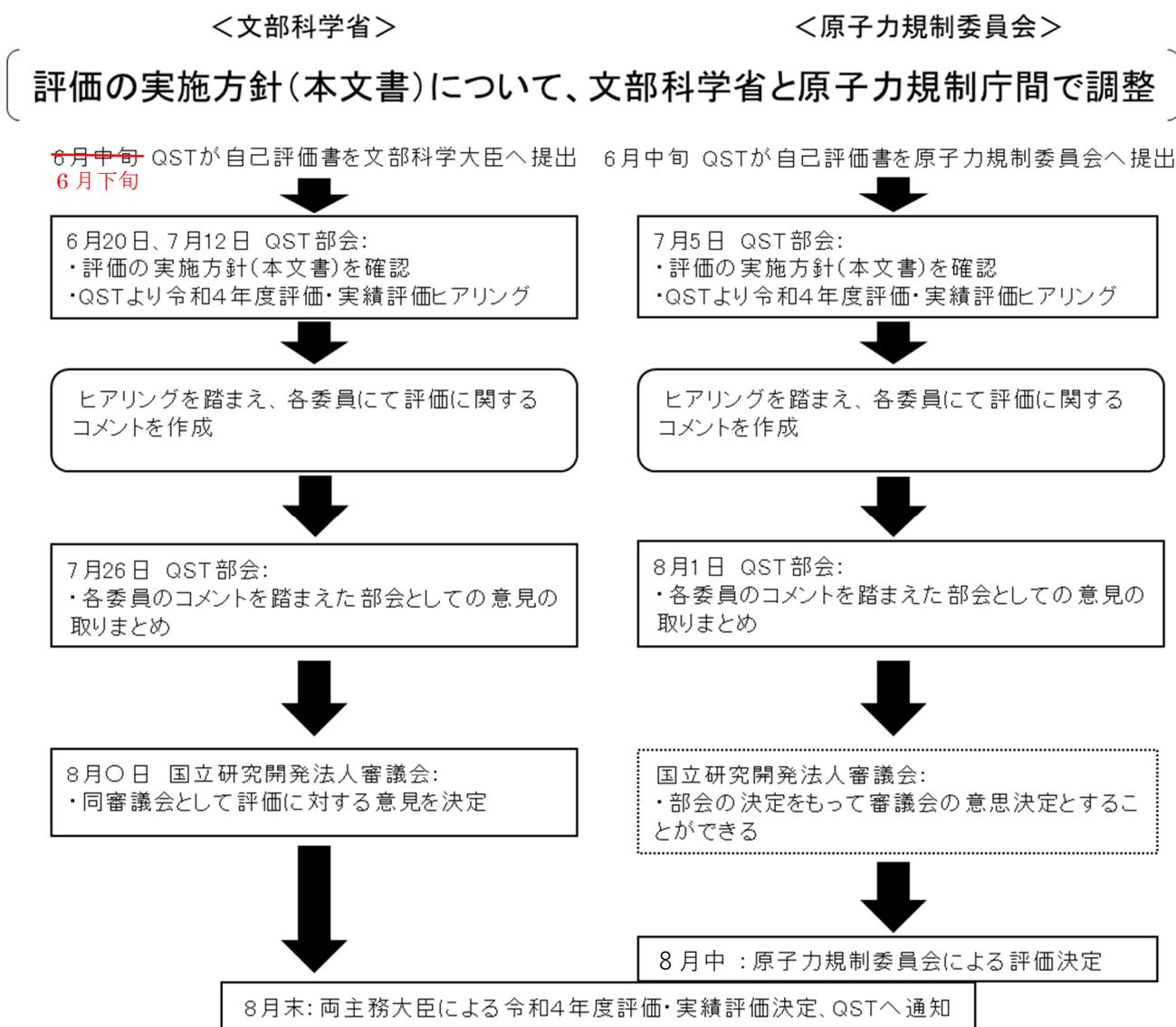
「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、QSTにおける「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現につながるよう、評価を行う。

QST部会の役割：

評価に際し、第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言をする。その際、自己評価書の正当性・妥当性、長のマネジメントの在り方等についても確認し、研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。また、QSTの評価に関して密接不可分な事項（制度運用に関するものなど）についても必要に応じ検討するなど、QSTの機能強化に向けて積極的に貢献する。

3. QST 部会の進め方

令和4年度評価及び実績評価を進めるにあたり、以下のとおり、QST 部会を開催し、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即した助言等をいただくこととする。最終的な評価書、評定については文部科学省と原子力規制庁が調整の上、両主務大臣に諮って決定する。



4. 評価の考え方

令和4年度評価および実績評価は、1. の関係法令及び指針、QST の中長期目標（評価軸を含む）、中長期計画、年度計画を踏まえ、QST の自己評価を基にして以下の通り実施する。

4-1. 評価の基準

- ・評価指針にあるとおり、評価区分は、S、A、B、C、D の5段階。（Bが標準）
- ・研究開発に係る事務及び事業について、評価指針に掲げられた区分は以下のとおり。

国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて、	
S	特に顕著な成果 の創出や 将来的な特別な成果の創出の期待 等が認められる。
A	顕著な成果 の創出や 将来的な成果の創出の期待 等が認められる。 (S 評価には至らないが、成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献)
B (標準)	成果 の創出や 将来的な成果の創出の期待 等が認められ、 着実な業務運営 がなされている。
C	より一層の工夫 、改善等が期待される。
D	抜本的な見直しを含め特段の工夫 、改善等が求められる。

(評価指針より抜粋)

- ・研究開発以外の事務及び事業について、評価指針に掲げられた区分は以下のとおり。

法人の活動により、 中長期計画における所期の目標 を	
S	量的及び質的に上回る顕著な成果 が得られていると認められる（定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
A	上回る成果 が得られていると認められる（定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。
B (標準)	達成 していると認められる（定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
C	下回っており、改善を要する （定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
D	下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める （定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

(評価指針より抜粋)

4-2. 項目別評価の留意事項

評価指針にあるとおり、項目別評価を付すにあたって、以下に留意する必要がある。

(項目別評価の留意事項)

- ・ その評価に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、国立研究開発法人の業務運営の改善に資する助言等についても付言する。
- ・ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評価を一段階引き上げることを考慮する。ただし、評価を上げる場合は、評価を上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。
- ・ 国立研究開発法人のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評価に反映する。
- ・ 評価は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、その際、どのような理由で何に重み付けを行い、それを踏まえてどのような判断により評価に至ったかの理由を、分かりやすい形で目標の内容に応じて定量的・定性的な観点から明確に記述する。
- ・ 評価区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、(中略) また、
 - ・ A評価の判断としては、S評価には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
 - ・ B評価の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
 - ・ C評価の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
 - ・ D評価の判断としては、抜本的見直しを含め特段の工夫・改善の必要性が認められる場合が想定される。
- ・ なお、年度評価においては、例えば、成果創出に向けた進捗の早期化や成果実現の確度の向上などが明らかになった場合には、これらを加味した評価を行うことに留意する。
- ・ 主務大臣は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価 (evaluation) を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価 (appreciation)、将来性について先を見通した評価 (assessment) 等についても織り込むなど、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。
- ・ 特に、最上級の評価「S」を付す場合には、法人の実績等が最上級の評価にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。
- ・ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。なお、具体的かつ明確な問題点が明らかになった場合には、法人に対し、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

(評価指針より抜粋)

4-3. 評定の基準・評定を最上級のSとする場合の判断について

評定を最上級のSとする場合は、質的・量的に充実した成果・実績を有し、S評価としないことが不合理であると判断できることが必要。このため、自己評価でS評定とされている項目については、A評価では不十分であり、S評価とすべきと法人として判断した理由について、QSTから十分な説明を求める。

その上で、以下に示す評価指針に掲げられたS評価の事例及び別紙「これまでの業務実績評価における国立研究開発法人のS評価の事例」等を参考に、S評価とすることが適切であるか判断することとする。

(評価指針に掲げられたS評定の事例)

- ・「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など
- ・「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など
- ・「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
- ・「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」など

(評価指針より抜粋)

4-4. 共管業務に関する評価の考え方

QST が実施する業務のうち、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断および治療に係る業務（以下「共管業務」という。）については、文部科学省と原子力規制委員会の共管となっている。この共管業務の評価にあたっては、以下のとおり、両主務大臣が所掌する事務の役割分担、観点を踏まえ、評価を行う。

	文部科学省	原子力規制委員会
両機関の設置法上、共管業務に関連する所掌事務（設置法より引用）	基盤的研究開発 （科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること。）	放射線による障害の防止に関すること
重視すべき観点	<u>放射線の医学利用その他の文部科学省が所掌する政策に資する成果が創出されているか</u>	<u>原子力災害対策・放射線防護その他の原子力規制委員会が所掌する政策に資する成果が創出されているか</u>

以上